

解説

【一般読者対象記事】

受給開始時期の選択肢の拡大を考える

2020年5月に成立した年金制度改正法により、受給開始時期の選択肢が拡大されることとなりました。2022年4月以降に70歳を迎える人から、繰下げ受給による年金開始時期の選択肢が現行の70歳から75歳までに拡大されます。

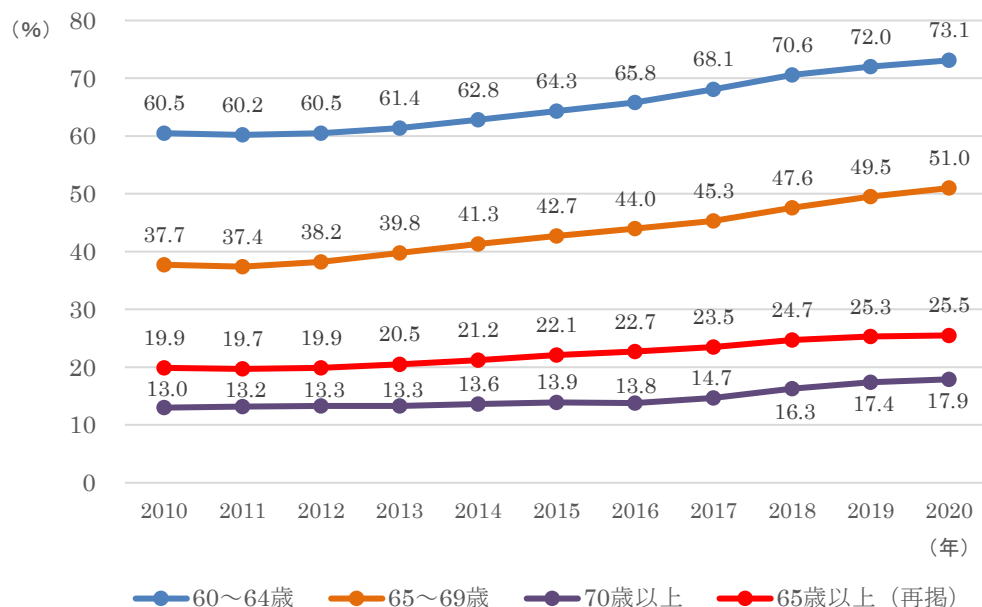
人生100年時代を迎え、平均寿命も働く期間も長くなってきています。繰下げ受給を選択すると、年金額は繰下げ1ヵ月あたり0.7%増額され、75歳0ヵ月まで繰り下げると84.0%の増額となります。もちろん、せっかく増額が見込まれても長生きできずに受給期間が短くなってしまいうリスクもありますが、長生きして老後の必要資金が膨らむリスクも大きく、年金額が増えることは老後の安心につながります。

60歳を超えて働き続ける人が増えているなか、長い老後に備えてできるだけ安定した経済基盤を築くためにも、目先の年金にとらわれることなく繰下げ受給を選択して、年金額を増やすことも検討してみたいでしょうか。

【60歳以上で働く人の割合は年々増加】

2013年4月に高年齢者雇用安定法が改正され、希望する雇用者全員の65歳までの継続雇用が義務付けられました。こうした制度的なバックアップもあり、長くなる老後に備えて60歳以上でも働き続ける人が増えています。総務省の「労働力調査」によれば、60歳以上で働く人の年齢別割合は年々増加しており、2020年現在、60～64歳で働く人は同年代の70%超、65歳で約50%、70歳以上で20%近くとなっています（図1）。こうした状況も年金だけに頼らない生活を可能とし、老齢年金の受給開始時期について選択の拡大を可能にしています。

<図1> 年齢階級別労働力人口比率の推移



出典：
総務省「労働力調査」
(2020年)

◎繰下げ受給で気をつけたいこと

- 受給資格期間を満たした時点から1年経過後に繰下げ請求できます。65歳に達した日以降に老齢年金の受給資格期間を満たした人は、満たした時点から1年経過後に繰下げ請求をすることができます。
- 65歳に達した日から66歳に達した日までの間に遺族基礎年金または遺族厚生年金、障害厚生年金の受給権が発生した人は繰下げできません。
- 生年月日に応じて受けることができる「特別支給の老齢厚生年金」は繰下げできません。65歳になって老齢厚生年金を受けようになれば繰り下げることができます。
- 加給年金額（配偶者の加給年金、子の加給年金）は繰下げしても増額できません。また、繰下げ待機期間中に加給年金額だけを受け取ることはできません。
- 老齢厚生年金の振替加算は繰下げしても増額できません。また、繰下げ待機期間中に振替加算だけを受け取ることはできません。
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金はそれぞれの別に繰下げ時期を選択することができます。
- 60～65歳までに在職していた場合は、在職老齢厚生年金による調整されたであろう年金額は増額の対象になりません。
- 老齢基礎年金の付加年金は同率で繰り下げることができます。
- 手続き後の変更や取り消しはできません。一度決まった年金額を生涯受け続けることとなります。
- 繰下げの請求は遺族が代わって行うことはできません。

【長生きリスクを考える】

日本人の平均寿命は男性81.41年、女性87.45年です（厚生労働省「2019年簡易生命表」より）。ただし、「人生100年時代」といわれるように、多くの人々が平均寿命より長生きしているのが現状です。長生きすれば、それだけ生活や医療、介護などにかかる費用が増大します。

総務省の「2020年家計調査」によると、65歳以上の高齢者（無職・単身）の1ヵ月の消費支出額は133,146円、非消費支出額は11,541円で、合計すると生活費として1ヵ月あたり少なくとも144,687円（年間約174万円）が必要になります。

65歳で退職したと仮定して、そこから生活費だけでどれくらい必要になるか計算してみましょう（表3）。こうした生活費以外に医療や介護に費用がかかることもあります。65歳で就労収入がなくなったときに、通常の年金プラス預貯金の取り崩しだけで将来の生活に不安はありませんか？

<表3> 平均寿命より長生きした場合の生活費（試算）

	平均寿命まで	平均寿命より 5年長生き	平均寿命より 10年長生き	平均寿命より 15年長生き
男性（65歳・単身）	28,491,764円	37,172,984円	45,854,204円	54,535,424円
女性（65歳・単身）	38,978,678円	47,659,898円	56,341,118円	65,022,338円

※上記の数値は、あくまでも平均的な家計から算出した目安です。

【それぞれのライフプランに応じて考える】

世帯の構成や収入状況、資産など、ライフスタイルは人それぞれです。ですから、繰下げ受給を選択するのか、選択するとしたらどれくらい繰り下げるのか、個々のライフプランに応じて考えることが大切です。その際、生涯の収支は必ず試算してみましょう。

◎繰上げ受給を選択することも

収入の状況等によっては繰上げ受給(60歳0ヵ月～64歳11ヵ月)を選択する人もあるでしょう。繰上げ受給をすると、繰上げ1ヵ月ごとに年金額は0.5%減額されます。65歳で受けられる年金を60歳0ヵ月まで繰上げると30%の減額となります(2021年度の年金額で234,270円の減額)。

2020年5月に成立した年金制度改正法により、2022年4月から減額率が0.4%に緩和される予定です。60歳0ヵ月まで繰り上げると24%の減額となります(2021年度の年金額で187,416円の減額)。

繰上げ受給もいったん決まった額を変更したり元に戻すことはできませんから、やはり事前に試算しておくことが大切です。